

協議事項 7

令和 4 年度上里町生活交通確保維持改善計画の変更(案)について

【計画の概要】

上里町生活交通確保維持改善計画は、国土交通省所管の「地域公共交通確保維持事業費補助金」の申請にあたり、事業(ここでは、コミュニティバス『こむぎっちゃん号』の運行)の目的や必要性、目標や効果、費用等を記載し、上里町地域公共交通活性化協議会で毎年度策定するもの。

なお、計画は向こう3か年の内容を記載するため令和4～6年度分となっている。

【補助金を申請するための要件】

導入する公共交通サービスが・・・

- ①補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの
 - ②過疎地域や交通不便地域の移動確保を目的とするもの
- 上里町は①②を要件として補助金の申請を行うこととする。

上里町に過疎地域はないため、関東運輸局に「交通不便地域」の指定申請を行い局長の指定を受けている(別紙)。

変更前

導入する公共交通サービスが・・・①補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの

【補助対象期間】

令和3年10月1日から令和4年9月30日

【補助対象路線】

上里町は5路線【中央ルート・北部(ユニクス循環)・南部(ユニクス循環)・北部ルート(アグリパーク上里循環)・南部ルート(アグリパーク上里循環)】すべてが補助対象路線となる予定。

変更前

上里町は3路線【中央ルート・北部(ユニクス循環)・南部(ユニクス循環)】が補助対象路線となる予定。

【補助対象事業者】

(株)協同バス

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上里町	株式会社 協同バス	(1) 中央ルート	アグリ パーク 上里	イオンタ ウン	ウニクス	往 15.2km 復 15.2km	308日	2464回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(2) 北部ルート(ウニクス 循環)	ウニクス	カインズ ホーム	ウニクス	循環 18.5km	154日	924回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(3) 北部ルート(ウニクス 循環)(1便)	神保原 駅北口	カインズ ホーム	ウニクス	往 11.7km (片道)	154日	77回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(4) 北部ルート(ウニクス 循環)(8便)	ウニクス	上里東公 民館	神保原 駅北口	往 6.7km (片道)	154日	77回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(5) 南部ルート(ウニクス 循環)	ウニクス	浅間神社	ウニクス	循環 15.1km	154日	1078回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(6) 南部ルート(ウニクス 循環)(8便)	ウニクス	浅間神社	神保原 駅南広 場	往 12.0km (片道)	154日	77回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(7) 北部ルート(アグリ パーク循環)	アグリ パーク 上里	イオンタ ウン	アグリ パーク 上里	循環 14.3km	154日	1078回		路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③
	株式会社 協同バス	(8) 北部ルート(アグリ パーク循環)(8便)	アグリ パーク 上里	イオンタ ウン	神保原 駅北口	往 8.7km (片道)	154日	77回		路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③
	株式会社 協同バス	(9) 南部ルート(アグリ パーク循環)	アグリ パーク 上里	上里町役 場	アグリ パーク 上里	循環 18.2km	154日	1078回		路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③
	株式会社 協同バス	(10) 南部ルート(アグリ パーク循環)(8便)	アグリ パーク 上里	上里町役 場	神保原 駅南広 場	往 12.8km (片道)	154日	77回		路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

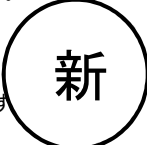


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上里町	株式会社 協同バス	(1) 中央ルート	アグリパーク上里	イオンタウン	ウニクス	往 15.0km 復 15.0km	308日	2464回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線系統朝日自動車株式会社神泉総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(2) 北部ルート(ウニクス循環)	ウニクス	カインズホーム	ウニクス	循環 18.4km	154日	924回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線系統朝日自動車株式会社神泉総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(3) 北部ルート(ウニクス循環)(1便)	神保原駅北口	カインズホーム	ウニクス	往 11.7km (片道)	154日	77回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線系統朝日自動車株式会社神泉総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(4) 北部ルート(ウニクス循環)(8便)	ウニクス	上里東公民館	神保原駅北口	往 6.7km (片道)	154日	77回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線系統朝日自動車株式会社神泉総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(5) 南部ルート(ウニクス循環)	ウニクス	浅間神社	ウニクス	循環 15.1km	154日	1078回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線系統朝日自動車株式会社神泉総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(6) 南部ルート(ウニクス循環)(8便)	ウニクス	浅間神社	神保原駅南広場	往 12.0km (片道)	154日	77回		路線定期運行	①	「ウニクス上里」補助対象幹線系統朝日自動車株式会社神泉総合支所線	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

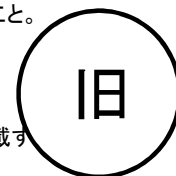
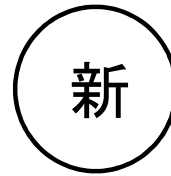


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要



市区町村名	上里町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,471
交通不便地域等	6,068

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,068人	埼玉県児玉郡上里町 黛、金下、金上、内出、西 金、勝一、勝二、原一、原二、 天神、真下、堀込、屋敷、宿、 東宮、十八軒四軒家、中五 明、南五明、下郷、宮、上郷、 久保、寺西、新堀、並木沖、 石倉丹蔵、岡、堀之内、 (JR高崎線 神保原駅及び 朝日自動車株式会社 本庄駅 南口～神泉総合支所線の 停留所から半径1キロメー トルの区域を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
上里町地域公共交通網形成計画	令和2年3月	

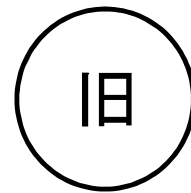
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要



市区町村名	上里町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	30,565
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
上里町地域公共交通網形成計画	令和2年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑩)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

協議事項 8

令和5年度上里町生活交通確保維持改善計画(案)について

【計画の概要】

上里町生活交通確保維持改善計画は、国土交通省所管の「地域公共交通確保維持事業費補助金」の申請にあたり、事業(ここでは、コミュニティバス『こむぎっちゃん号』の運行)の目的や必要性、目標や効果、費用等を記載し、上里町地域公共交通活性化協議会で毎年度策定するもの。

なお、計画は向こう3カ年の内容を記載するため令和5～7年度分となっている。

【補助金を申請するための要件】

導入する公共交通サービスが・・・

- ①補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの
 - ②過疎地域や交通不便地域の移動確保を目的とするもの
- 上里町は①②を要件として補助金の申請を行うこととする。

上里町に過疎地域はないため、関東運輸局に「交通不便地域」の指定申請を行い局長の指定を受けている(別紙)。

【補助対象期間】

令和4年10月1日から令和5年9月30日

【補助対象路線】

上里町は5路線【中央ルート・北部(ユニクス循環)・南部(ユニクス循環)・北部ルート(アグリパーク上里循環)・南部ルート(アグリパーク上里循環)・】すべてが補助対象路線となる予定。

【補助対象事業者】

(株)協同バス

生活交通確保維持改善計画の名称
上里町生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>上里町は、埼玉県の最北端に位置しており、北西部には神流川が流れ、群馬県との県境を成し、町内全域が平坦な地形を呈しています。面積は29.18km²、人口は30,769人（令和3年3月31日現在）となっています。広域交通網である関越自動車、JR高崎線、上越新幹線、国道17号が町内を横断しており、本町の広域交通網における交通結節施設として、JR高崎線神保原駅が町内にあります。また、町内には民間路線バスが1路線運行されております。</p> <p>鉄道駅やバス路線がカバーしている地域は、JR高崎線神保原駅の1km圏域と南部の県道22号線で運行しているバス停の1km圏域であり、本町の約61%の面積がいわゆる交通空白地域となっています。</p> <p>平成15年より運行をしてきた無償の町内巡回バスは、交通空白地域をカバーしているものの、運行本数が1日4本程度と少ないため、運行距離の長距離化につながっていました。また、町内の人口は中心部を除き、薄く広い分布となっており、町全体が低密度な公共交通網となっています。さらに、自動車免許の保有、自家用車両の保有は90%近くあり、自家用車への依存度が高い傾向にあります。しかし、これから高齢化が更に進行していく中で、アンケート結果からも70%以上の方が将来の移動手段に関して不安を抱えています。このような中で、高齢者や障害者などの交通弱者の日常の買い物、通院などの移動手段の確保が課題となっています。</p> <p>令和2年3月に策定しました「上里町地域公共交通網形成計画」に基づき、町内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消します。また、町民の誰もが利用しやすい公共交通を構築することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組みます。</p> <p>町内の公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる鉄道駅や路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要であります。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

上里町地域公共交通網形成計画に基づく目標

年間利用者数：令和5年度 全体目標者数：20,550人
令和6年度 全体目標者数：21,750人
令和7年度 全体目標者数：22,300人

高齢者無料パスの発行件数：令和5年度 全体目標者数：102人
令和6年度 全体目標者数：121人
令和7年度 全体目標者数：130人

(上里町地域公共交通網形成計画 P.83-91 参照 ※目標値補足資料)

(2) 事業の効果

- ・交通不便地域の解消
- ・高齢者・障害者など交通制約者の生活圏内における移動手段の確保
- ・交通ネットワークの連携により、効率的な運行体系が図られる

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○上里町が実施

- ・時刻表の見方や乗り継ぎが分からない方のために『わたしの時刻表』作成
- ・埼玉県が取り組んでいる『バスまちスポット』への登録施設の拡充
- ・高齢者無料パス交付事業の充実
- ・利用者の満足度を調査し、利便性向上を図るため『利用者アンケート』を実施
(上里町地域公共交通網形成計画 P.91参照)
- ・次期運行形態決定のための定時定路線の検証 (上里町地域公共交通網形成計画 P.84-87参照)

○運行予定者(株式会社協同バス)が実施

- ・利用実態を把握するためOD調査及び支線停留所利用状況調査を実施
(上里町地域公共交通網形成計画 P.91参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

上里町から運行事業者への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社協同バス
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年度

第1回 上里町地域公共交通活性化協議会（書面協議） 令和3年6月18日（金）

- ・令和2年度上里町地域公共交通網形成計画の達成状況の評価（案）
- ・令和3年度上里町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
- ・令和3年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）
- ・上里町生活交通確保維持改善計画【令和4～6年度分】（案）

第2回 上里町地域公共交通活性化協議会（書面協議） 令和3年8月19日（木）

- ・「こむぎっち号」北部ルート（アグリパーク上里循環）「金上公会堂東」バス停の移設について（案）

第3回 上里町地域公共交通活性化協議会 令和3年11月1日（月）

- ・上里町地域公共交通網形成計画の変更について（案）

第4回 上里町地域公共交通活性化協議会 令和4年1月20日（木）

- ・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について（案）

令和4年度

第1回 上里町地域公共交通活性化協議会 令和4年6月20日（月）

- ・上里町生活交通確保維持改善計画の変更【令和4～6年度分】（案）
 - ・上里町交通不便地域指定について（案）
 - ・令和3年度上里町地域公共交通網形成計画の達成状況の評価（案）
 - ・令和4年度上里町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
 - ・令和4年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）
 - ・上里町生活交通確保維持改善計画【令和5～7年度分】（案）
- （全ての協議事項において、出席構成員全員から承認を得られた。）

21. 利用者等の意見の反映状況

「こむぎっち号」利用者アンケート

対象者 : こむぎっち号利用者

実施期間 : 令和3年10月11日から令和3年11月23日

回収数 : 中央ルート 59人 (76.6%)

北部ルート (アグリパーク上里循環) 4人 (5.2%)

北部ルート (ユニクス循環) 1人 (1.3%)

南部ルート (アグリパーク上里循環) 9人 (11.7%)

南部ルート (ユニクス循環) 4人 (5.2%)

無回答 0人 (0%)

前回 (令和2年8月実施) と比較して、利用者の年齢に変化がありました。60歳以上の割合が前回は40.0%でしたが、今回55.8%と高くなっています。

利用者の満足度については、72.7%と前回の84.4%から低くなっている。

運行時間、運行日、運行便数で「不満」と回答した人は1割前後いたが、停留所の場所や乗り継ぎについて「不満」と回答した人は少なく、停留所の場所については、約半数の方が「満足」と回答しています。令和3年3月に実施した支線ルートの再編以降は、乗り継ぎが必要になる方が以前より多くなる設計だが、「不満」と感じている方が少なく上手く乗り継ぎが出来ていると想定されます。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	<ul style="list-style-type: none">・ 埼玉県本庄県土整備事務所道路部・ 埼玉県企画財政部交通政策課
関係市区町村	<ul style="list-style-type: none">・ 上里町道路整備課・ 上里町町民福祉課・ 上里町まちづくり推進課・ 上里町高齢者いきいき課
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none">・ 朝日自動車株式会社・ 株式会社協同バス・ 一般社団法人埼玉県バス協会・ 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会・ 本庄地区タクシー協議会・ 東日本旅客鉄道株式会社・ 埼玉県本庄警察署交通課
地方運輸局	<ul style="list-style-type: none">・ 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none">・ 上里町区長会・ 上里町老人クラブ連合会・ 株式会社協同バス労働組合・ 駒沢大学応用地理研究所 専門研究員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

(所属) 上里町役場総合政策課政策調整係

(氏名) 戸部 千愛

(電話) 0495-35-1238

(e-mail) sousei@town.kamsiato.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上里町	株式会社 協同バス	(1) 中央ルート	アグリ パーク 上里	イオンタウン	ユニクス	往 15.2km 復 15.2km	308日	2464回			路線定期運行	①	「ユニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(2) 北部ルート(ユニクス 循環)	ユニクス	カインズホーム	ユニクス	循環 18.5km	154日	924回			路線定期運行	①	「ユニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(3) 北部ルート(ユニクス 循環)(1便)	神保原 駅北口	カインズホーム	ユニクス	往 11.7km (片道)	154日	77回			路線定期運行	①	「ユニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(4) 北部ルート(ユニクス 循環)(8便)	ユニクス	上里東公民 館	神保原 駅北口	往 6.7km (片道)	154日	77回			路線定期運行	①	「ユニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(5) 南部ルート(ユニクス 循環)	ユニクス	浅間神社	ユニクス	循環 15.1km	154日	1078回			路線定期運行	①	「ユニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(6) 南部ルート(ユニクス 循環)(8便)	ユニクス	浅間神社	神保原 駅南広 場	往 12.0km (片道)	154日	77回			路線定期運行	①	「ユニクス上里」補助対象幹線 系統朝日自動車株式会社神泉 総合支所線	③
	株式会社 協同バス	(7) 北部ルート(アグリ パーク循環)	アグリ パーク 上里	イオンタウン	アグリ パーク 上里	循環 14.3km	154日	1078回			路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③
	株式会社 協同バス	(8) 北部ルート(アグリ パーク循環)(8便)	アグリ パーク 上里	イオンタウン	神保原 駅北口	往 8.7km (片道)	154日	77回			路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③
	株式会社 協同バス	(9) 南部ルート(アグリ パーク循環)	アグリ パーク 上里	上里町役場	アグリ パーク 上里	循環 18.2km	154日	1078回			路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③
	株式会社 協同バス	(10) 南部ルート(アグリ パーク循環)(8便)	アグリ パーク 上里	上里町役場	神保原 駅南広 場	往 12.8km (片道)	154日	77回			路線定期運行	②(2)	鉄道軌道駅(JR高崎線神保原 駅との接続)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上里町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,471
交通不便地域等	6,061

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,068人	埼玉県児玉郡上里町 黛、金下、金上、内出、西 金、勝一、勝二、原一、原二、 天神、真下、堀込、屋敷、宿、 東宮、十八軒四軒家、中五 明、南五明、下郷、宮、上郷、 久保、寺西、新堀、並木沖、 石倉丹蔵、岡、堀之内、 (JR高崎線 神保原駅及び 朝日自動車株式会社 本庄駅 南口～神泉総合支所線の 停留所から半径1キロメー トルの区域を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
上里町地域公共交通網形成計画	令和2年3月	

協議事項 9 バス停の移設について（案）

①こむぎっち号 中央ルート・北部ルート（ユニクス循環）

「カインズホーム」バス停の移設について（案）

1. 経緯・予定

主要地方道上里鬼石線の道路事業予定地のため移設が必要となる。

カインズホーム利用者及びこむぎっち号利用者の安全のため、店舗から約 80m、現設置位置から直線で約 130m離れたカインズホーム駐車場のロッテリア東側へ移設予定。本協議会で協議後は、運輸局への変更届、広報かみさと 8 月号で周知し、9 月 1 日に移設予定。

2. 移設内容

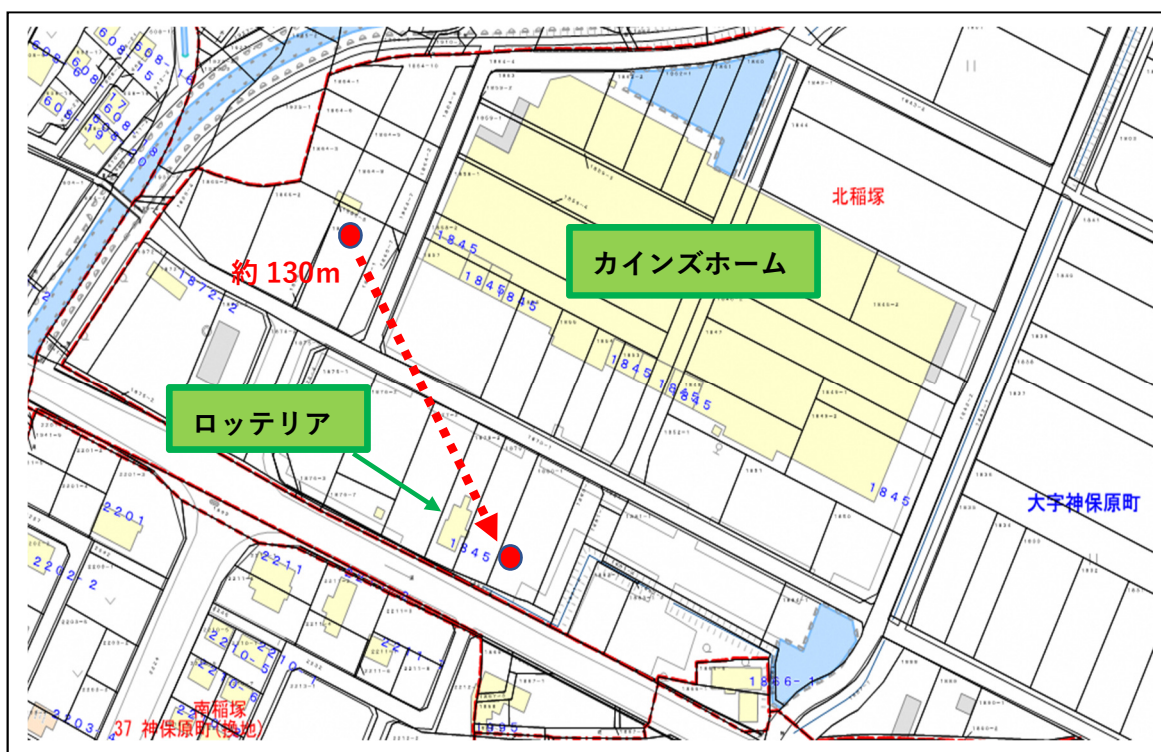
こむぎっち号 中央ルート・北部ルート（ユニクス循環）「カインズホーム」バス停の位置を以下のとおり移設

【現在地】 上里町大字神保原町 1 8 6 5 番地 1 先

【移設後】 上里町大字神保原町 1 8 4 5 番地先

3. 移設予定地

●バス停



②こむぎっち号 中央ルート・北部ルート（アグリパーク上里循環） 「二丁目中央」バス停の移設について（案）

1. 経緯・予定

バス停から約 125m離れた医療機関利用者から、医療機関から近い位置へのバス停移設の要望が以前よりあった。「二丁目中央」バス停は旧商業施設があった時に、施設入口にあたる現在の位置に設置したが、商業施設は移転済み。バス運転士が「二丁目中央」バス停を利用者する方の降車後の進行方向を確認したところ、利用者は医療機関方面へ向かっていたことを踏まえ、現在位置から約 75m 西側へ移設予定（医療機関からは約 50m）。警察協議、地元区長へは説明済。本協議会で協議後は、運輸局への変更届、道路整備課へ道路占用許可変更申請（町道分）、広報かみさと 8月号で周知し、9月1日に移設予定。

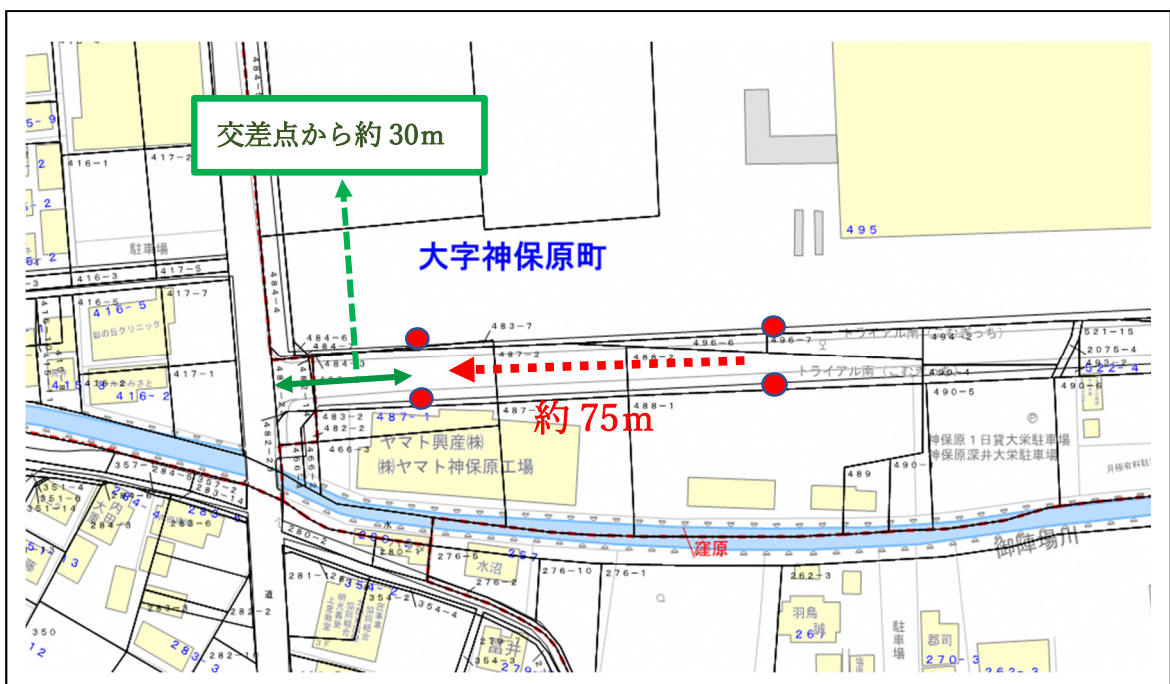
2. 移設内容

こむぎっち号 中央ルート・「二丁目中央」バス停の位置を以下のとおり移設

- 【現在地】 上里町大字神保原町 2 6 7 番地先
- 【移設後】 上里町大字神保原町 4 8 7 番地 1 先
- 【現在地】 上里町大字神保原町 4 9 5 番地先
- 【移設後】 上里町大字神保原町 4 8 3 番地 7 先

3. 移設予定地

●バス停



③こむぎっち号 北部ルート（アグリパーク上里循環）

「金下東集会所」バス停の移設について（案）

1. 経緯・予定

5月下旬に不動産会社より、宅地分譲に伴い、バス停移設の要望があった。現在の設置位置から約44m南へ移設予定。警察協議、地元区長へは説明済。本協議会で協議後は、運輸局への変更届出、道路整備課へ道路占用許可変更申請（町道分）予定。広報かみさと7月号で対象地区（金下東）へ毎戸チラシを配布し、7月20日に移設予定。

2. 移設内容

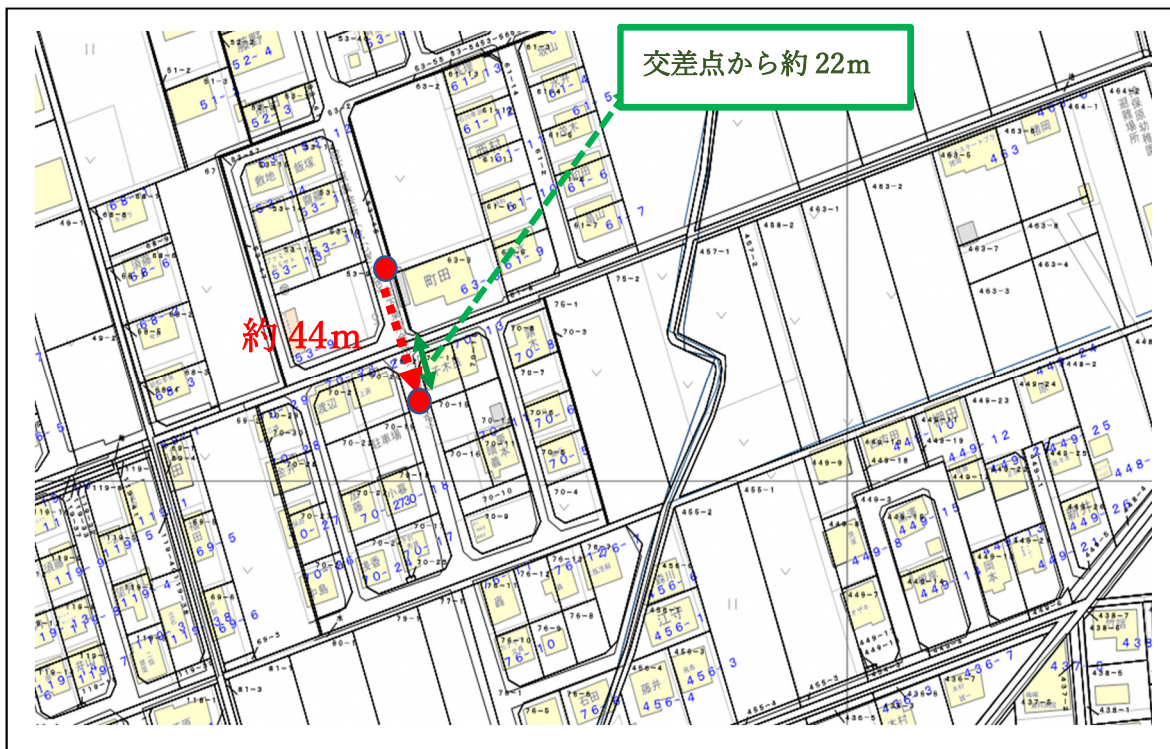
こむぎっち号 北部ルート（アグリパーク上里循環）「金下東集会所」バス停の位置を以下のとおり移設

【現在地】 上里町大字金久保63番地3先

【移設後】 上里町大字金久保70番地13先

3. 移設予定地

●バス停



高齢者無料パス交付事業の交付対象者の拡充について（案）

【事業概要】

高齢者への「こむぎっち号」の利用促進支援事業として、高齢者が免許証の返納をしやすい環境を整備することで、交通事故を未然に防ぐとことを目的に令和2年2月より開始。

交付対象者の要件は、町内に住所を有する75歳以上で町長が指定する講習を受講した者、且つ町税に滞納がない者としている。

現状、町長が指定する「講習」とは、くらし安全課が毎年開催している「交通安全講習会」としている。

【交付・利用者実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付者数累計(新規)	36人	36(0)人 ※1	48(12)人
無料パスのべ利用者	16人 ※2	57人	231人
無料パス利用者の割合	0.10%	0.48%	1.63%

※1：令和2年度はコロナまん延のため、講習会が未実施

※2：令和2年3月に初交付のため、令和2年3月分のみ

参考：運転免許証自主返納者支援事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付者数(うち75歳未満)	18(1)人	4(1)人	10(3)人
自主返納者支援事業利用者	497人	87人	288人

【交付対象者要件変更案】

①年齢：現状「75歳以上」を「70歳以上」へ引き下げ

年齢ごとの免許証返納者数の割合をみると導入当時(令和2年2月のため、平成30年データ)は、埼玉県全体においては、75歳～79歳が最多となっていたが、上里町においては、80歳～85歳が最も多い状況であったため、無料パス対象者年齢を75歳以上とした。ここ数年、埼玉県における免許証返納者の年齢は低くなってきており、埼玉県全体では70歳～74歳が最も多いが、上里町においては、割合は低くなってきているが、80歳～85歳が最も多い状況である。特に85歳以上の割合は、埼玉県全体の約3倍となっている。警察署では運転免許証更新の際には、70歳以上の方へ講習会受講を義務付けたり、

免許証自主返納者に対して優遇制度を設ける企業等を積極的に呼びかけたりと、高齢ドライバーによる交通事故件数の減少への取組みを実施している。上里町においても、高齢者が免許証の返納をしやすい環境を整備し、交通事故を未然に防ぐ取組みを積極的に実施していくため、無料パス交付対象者年齢を75歳から70歳へと引き下げる。

< 年齢別運転免許申請取消数（返納者数） >

	総数		-64歳	65歳-69歳	70歳-74歳	75歳-79歳	80歳-84歳	85歳-
	H30	埼玉県	22,580	765	1,624	5,160	6,933	5,641
	割合		3.39	7.19	22.85	30.70	24.98	10.88
	上里町	69	0	4	8	13	26	18
	割合		0.00	5.80	11.59	18.84	37.68	26.09
	総数		-64歳	65歳-69歳	70歳-74歳	75歳-79歳	80歳-84歳	85歳-
	R元	埼玉県	35,565	1,556	3,961	11,280	7,845	7,530
	割合		4.38	11.14	31.72	22.06	21.17	9.54
	上里町	115	3	4	19	29	32	28
	割合		2.61	3.48	16.52	25.22	27.83	24.35
	総数		-64歳	65歳-69歳	70歳-74歳	75歳-79歳	80歳-84歳	85歳-
	R2	埼玉県	36,837	1,783	3,900	13,405	7,419	7,089
	割合		4.84	10.59	36.39	20.14	19.24	8.80
	上里町	125	5	6	30	24	33	27
	割合		4.00	4.80	24.00	19.20	26.40	21.60

②講習の受講：現状の「必須要件」を「講習会受講の意思確認の実施」へ変更

現状、講習会は年1回開催している。講習会の受講意思はあるが開催がないために、無料パスの申請ができない利用者がある。現状では、年1回の開催を待ち申請しているが、今後は講習会への参加意思が確認できた方の申請は受理する。講習会開催前には、対象者へ個別通知を発送予定。

③滞納要件：現状の要件「町税に滞納がないこと」を撤廃

税負担の公平性を確保するために実施していたが、運転免許証自主返納者支援事業では実施していないため撤廃する。制度開始以来、申請者に滞納者はいなかった。要因としては、固定資産税以外の税等については、多くの方が年金から徴収する特別徴収該当者になっているためと思われる。

【変更年月日】

令和4年9月1日

広報かみさと9月号と町ホームページで周知予定